

■新旧対照表（改正案：蒲郡市地域公共交通網形成計画、現行：蒲郡市地域公共交通総合連携計画）

（赤字部分は、変更部分）

頁	改正案	頁	現行
1	<p>1. 背景・目的</p> <p>総合計画策定のため平成21年に実施された市民アンケートでは、公共交通の利便性の満足度が低いという結果がでており、第四次蒲郡市総合計画においてあげられた「子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系の確立」、「地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系の形成」を目指し、公共交通体系を一体的に改善することを目標とした地域公共交通総合連携計画を平成26年3月に策定した。</p> <p>その一方で、交通政策基本法が平成25年12月に施行され、併せて、地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部改正する法律が平成26年11月に施行された。当該法改正により、「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」に交通に関する計画について変更がなされている。</p> <p>これにより、蒲郡市においても、蒲郡市地域公共交通総合連携計画の根拠法の改正をふまえ、「蒲郡市地域公共交通網形成計画」への変更を行う。</p>	1	<p>1. 背景・目的</p> <p>総合計画策定のため平成21年に実施された市民アンケートでは、公共交通の利便性の満足度が低いという結果がでており、第四次蒲郡市総合計画においてあげられた「子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系の確立」、「地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系の形成」を目指し、公共交通体系を一体的に改善することを目標とした地域公共交通総合連携計画の策定を計画しており、この地域公共交通総合連携計画の策定を行った。</p>
2	<p>●交通政策基本法（平成25年12月4日法律第92号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>（交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識）</p> <p>第二条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民</p>	—	

	その他の者（以下「国民等」という。）の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。						
2	<p>●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の一部改正</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網（以下「<u>地域公共交通網</u>」という）の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、<u>交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画</u>の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、<u>持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>※下線部分が改正による変更箇所</p>		—				
3	<p>2. 検討体制・検討経過</p> <p>地域公共交通網形成計画の策定にあたっては、下記メンバーからなる検討体制を組成し、検討を行いとりまとめた。</p> <p>（※名簿更新）</p>	2	地域公共交通総合連携計画の策定にあたっては、下記メンバーからなる検討体制を組成し、検討を行いとりまとめた。				
4	<p>（2）検討経過</p> <table border="1" data-bbox="280 1212 1108 1404"> <tr> <td>第 1 3 回 H27. 10. 26</td> <td>○地域公共交通総合連携計画の地域公共交通網形成計画への転換について</td> </tr> <tr> <td>第 1 4 回 H28. 12</td> <td></td> </tr> </table>	第 1 3 回 H27. 10. 26	○地域公共交通総合連携計画の地域公共交通網形成計画への転換について	第 1 4 回 H28. 12		3	—
第 1 3 回 H27. 10. 26	○地域公共交通総合連携計画の地域公共交通網形成計画への転換について						
第 1 4 回 H28. 12							

<p>5</p>	<p>3. 計画の骨子</p> <p>6. 将来像・基本的な方針・事業</p> <p>(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する「基本的な方針」</p> <p>①鉄道を中心としたネットワーク網の維持確保と交通空白地解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共交通の維持と新規拡充による「移動環境」の向上 ・「いいじゃん蒲郡」と言ってもらえる将来の観光・地域まちづくりを目指す <p>②関係者間の連携強化による事業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を「支える仕組み」の強化 ・公共交通サービスの提供先の明確化（本当に困っている人を助ける取組） <p>③持続性のある公共交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業管理制度の導入 ・利用促進策の実施 <p>(3) 計画の目標と主な事業</p> <p><鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交通空白地解消></p> <p>①住民ニーズを踏まえた公共交通ネットワーク網の構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名鉄西尾・蒲郡線の維持・利用促進事業 ・蒲郡市による路線バスの運行支援 ・交通結節点の強化（待合環境の改善等） <p>②交通空白地解消のための新たな支線路線の拡充を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形原支線バスの運行 ・第2の支線バスの事業構築 ・タクシーチケット配布事業 <p>③来訪者にとって分かりやすい交通とするための見える化を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルにおける公共交通情報の提供 ・ネットワークの見える化の推進 <p><関係者間の連携強化による事業推進></p> <p>①バスネットワークの確保維持のために設立した協議組織の運営によ</p>	<p>5</p>	<p>3. 計画の骨子</p> <p>6. 将来像・基本方針・取り組み・計画の進め方</p> <p>(2) 将来像を達成するための基本方針</p> <p>①まずは『本当に困っている人』を救うまちの姿を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、交通空白地の居住者、独居高齢者・高齢者のみの世帯等の困っている人を救うことを目指し、だれもが安心できるまちを目指す。 <p>②既存の公共交通の維持と新規拡充による『移動環境』の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学者、生活行動での交通利用者、観光客等来訪者等にとって必要不可欠な公共交通の維持と新たなサービス強化を目指す。 <p>③公共交通を『支える仕組み』の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議の活用による関係者相互の連携強化。 <p>(3) 基本方針を実現するための取組み</p> <p>①鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交通空白地の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの駅がある地域の特徴を守り、駅を中心とした公共交通ネットワークを形成する。 ・鉄道、幹線バス、フィーダー路線等によるモードの役割分担を意図した公共交通ネットワーク網を構築し、交通空白地の解消を図る。 ・路線バスの利用促進を図るため、利用者アンケート調査結果をふまえ、地域バス協議会を設置し、路線バスの見直し案を検討する。 <p>②交通空白地解消のための実験的取組等（短期的対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地解消のため、地域協議組織が設置されたモデル地域を定め、当該組織での協議を通してフィーダー路線（デマンド型交通等）の構築を検討する。 その際、路線バスやタクシーチケット配布事業などとの役割分担を協議する。 <p>③地域資源の活用・関係者間の連携強化による事業推進</p>
----------	--	----------	---

	<p>る関係者間の連携強化を目指す。</p> <p>②鉄道事業、高齢者・福祉タクシー料金助成事業、広域ネットワークなど、蒲郡市地域公共交通会議を通じた関係者間の連携強化を目指す。 <持続性のある公共交通の確保></p> <p>①公共交通の事業管理制度（ルール）の導入による適切な事業運営を目指す。</p> <p>②さらなる利用者拡大のための利用促進活動の充実を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲郡市が元気になるよう、地域交通を創り・守り・育てるための「地域連携」の取組を展開する。 ・例えば、自治会等の地元組織の協力による取組内容の取組内容の検討、観光関係者との連携による資源の活用など、利用者・市民・企業・交通事業者・行政関係者による協働の取組を展開する。 <p>④公共交通の利用を促す働きかけ活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の維持存続の原点は、地域住民の利用促進であるため、自動車中心の生活の中で、少しでも公共交通を利用してもらえるように、公共交通の利用を促す働きかけ活動の推進を行う。 <p>(4) 計画の進め方</p> <p>①将来を見据えた段階的な計画の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期＝安心して移動できる交通体系の構築。 ・短期＝現行事業の見直し、モデル地区での実験的取り組みの実施による対応。 <p>②事業を確保維持するためのPDCAサイクルの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な税投入による事業維持を図るための「仕組み（PDCAサイクル）」を構築する。 ・鉄道・バス・タクシーチケット等の事業別財政支援状況のモニタリングによる評価と結果の公表（情報開示）、運賃収入を増やすための利用促進策の検討、財政投入限度（キャップ）を設定した事業見直しルールの設定等、地域公共交通会議での協議を通じたPDCAの仕組みの導入を検討する。 	
22	<p>2. 名鉄西尾・蒲郡線の状況</p> <p>懸念される事業継続については、関係者間において平成 28 年度から平成 32 年度まで運行継続することが基本合意されている。 (※データ更新)</p>	22	<p>2. 名鉄西尾・蒲郡線の状況</p> <p>—</p>
23	<p>最近の利用状況は、平成 25 年度に盛り返したが、平成 26 年度は再度減少傾向にある。この変動要因は、消費税増税による定期券の先行購入の影響が想定される。</p>		

25	3. 蒲郡市が支援する路線バスの利用状況 なお、平成27年4月より、運行経路、ダイヤ等について再編している。 (※データ更新)	25	3. 蒲郡市が支援する路線バスの利用状況 —
27 28	4. 支線的バスの運行状況 地域公共交通総合連携計画にて位置づけた支線的バスについて、「形原地区支線バス」が平成27年4月より試験運行が開始された。その運行ルート・事業概要は下記の通り。 (図表2-26 形原地区支線バスの運行ルート 挿入) 利用実績推移としては、導入時の4月はお試し利用から368人/月の利用があった。 5月以降は、概ね月間約210~240人の利用で推移している。		—
29	5. タクシー利用の状況（高齢者割引タクシーチケット配布事業） (※データ更新)	27	4. タクシー利用の状況（高齢者割引タクシーチケット配布事業）
33	6. ラグーナテンボス無料シャトルバスについて 平成26年11月14日より、ラグーナテンボスにて無料シャトルバスの運行が開始されている。 運行便数は、1時間に2往復の運行で、繁忙期には1時間に4往復の増便がなされている。 時期による変動があるが、2015年8月のピーク時では、蒲郡駅～ラグーナシア間で月間38,761人の利用が認められた。 これにより、交通事業者が自主路線として運行している「ラグーナ線（蒲郡駅前～ラグーナ経由～三河大塚駅）」の利用者が激減している。		—
34	7. 免許保有状況 (※データ一部更新)	30	5. 免許保有状況
37	8. 蒲郡市を取り巻く公共交通（広域性） 蒲郡市を取り巻く公共交通としては、鉄道と名鉄バス東部の路線バスによるネットワークが形成されている。 これら鉄道・路線バスとのネットワークとしては、周辺自治体でのコミュニティバスが関係する。ここでは、周辺自治体のコミュニティバス事業の取組状況と蒲郡市から直接乗り換え利用が可能かどうかその接続性を確認した。どの自治体のコミュニティバスも自地域内での運		—

	<p>行に留まり、蒲郡市域には接続していない。 (図表 2-35～37 ネットワーク状況 挿入)</p>		
39	<p>Ⅲ. 現状実態のとりまとめ (※コメントの一部追加) 平成 27 年 4 月より、形原地区支線バスの試験運行を開始。利用実績推移としては、概ね月間約 210～240 人の利用で推移している</p> <p>平成 26 年 11 月 14 日より、ラグーナテンボスにて無料シャトルバスの運行が開始されている。これにより、交通事業者が自主路線として運行している「ラグーナ線 (蒲郡駅前～ラグーナ経由～三河大塚駅)」の利用者が激減している。</p>	33	<p>Ⅲ. 現状実態のとりまとめ —</p>
58	<p>第 4 章 上位関連計画 3. 蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (案) まち・ひと・しごと創生法に基づき作成された「人口ビジョン」で示す、市が目指す将来人口は、「2060 年時点で、61,000 人」とし、国の推計よりも下げ止る目標設定としている。 また、総合戦略では、4 つ目の戦略の「時代にあった地域づくり戦略」の「2. 魅力あるまちづくりの推進」において、「公共交通の確保」を位置付けている。当該事業の実施により、「名鉄西尾蒲郡線利用者数は年間 3,219 千人」、「支線バス利用者数は年間 3,000 人」の目標設定を行っている。</p>		<p>第 4 章 上位関連計画 —</p>
64	<p>6. 「蒲郡市 地域公共交通総合連携計画」の中間評価について 蒲郡市地域公共交通網形成計画の策定に当たり、前計画にあたる「蒲郡市地域公共交通総合連携計画 (平成 26 年 3 月策定)」の事業進捗状況について中間評価を行った。 下記に示すように地域公共交通総合連携計画で位置づけていた事業について、平成 26～27 年度の約 2 カ年間で予定していた事業について、適切に事業推進されている。 地域公共交通総合連携計画は、平成 32 年度まで下記の事業を継続することとしており、全ての事業が適切に推進できていることをふまえて、地域公共交通網形成計画においても、これら事業を継続して実施していくべきと判断される。 (図表 5-1 蒲郡市地域公共交通総合連携計画の事業進捗状況を挿入)</p>		—

66	第6章 地域公共交通の基本的な考え方「将来像」「基本的な方針」	57	第6章 地域公共交通の基本的な考え方「将来像」「基本方針」
66	1. 課題・問題点を踏まえた蒲郡市における地域公共交通の「将来像」の設定 蒲郡市における地域公共交通の姿を示す「蒲郡市地域公共交通網形成計画」の「将来像」については、現況分析による課題・問題点を解決し、第四次蒲郡市総合計画における公共交通の将来の姿を踏まえ、下記のように設定する。	57	1. 課題・問題点を踏まえた蒲郡市における地域公共交通の「将来像」の設定 蒲郡市における地域公共交通の姿を示す「蒲郡市地域公共交通総合連携計画」の「将来像」については、現況分析による課題・問題点を解決し、第四次蒲郡市総合計画における公共交通の将来の姿を踏まえ、下記のように設定する。
67	地域公共交通網形成計画の施策の体系 (図表6-1 地域公共交通網形成計画の施策の体系を挿入)		—
68	2. 地域公共交通の活性化及び再生に関する「基本的な方針」 地域の課題・問題点を克服し、将来像を実現するために行う基本的な方針は、下記の3点とする。 ○鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交通空白地解消のための取組 ・既存の公共交通の維持と新規拡充による「移動環境」の向上 ・「いいじゃん蒲郡」と言ってもらえる将来の観光・地域まちづくりを目指す ○関係者間の連携強化による事業推進 ・公共交通を「支える仕組み」の強化 ・公共交通サービスの提供先の明確化（本当に困っている人を助ける取組） ○持続性のある公共交通の確保 ・適切な事業管理制度の導入 ・利用促進策の実施	58	2. 「将来像」を達成するための「基本方針」の設定 (1) まずは『本当に困っている人』を救うまちの姿を目指す (2) 既存の公共交通の維持と新規拡充による『移動環境』の向上 (3) 公共交通を『支える仕組み』の強化
68	(1) 鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交通空白地解消のための取組 ●既存の公共交通と維持拡充による『移動環境』の向上～ 加えて、蒲郡市には、山間部等一部地域を対象に交通空白地を有している。既存の公共交通だけでは、住民等の移動環境の確保が十分ではないため、さらなるサービス向上が必要とされる。(挿入)	59	(2) 既存の公共交通と維持拡充による『移動環境』の向上 —

68	<p>(1) 鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交通空白地解消のための取組</p> <p>●「いいじゃん蒲郡」と言ってもらえる将来の観光・地域まちづくりを目指す。</p>	57	<p>1. 課題・問題点を踏まえた蒲郡市における地域公共交通の「将来像」の設定</p> <p>当該コメントの一部を移動</p>
69	<p>(2) 関係者間の連携強化による事業推進</p> <p>●公共交通を『支える仕組み』の強化</p> <p>交通事業者及び事業者団体、地域住民・利用者代表、国・県等関連機関、市（市長及び関係部門長）等からなる「蒲郡市地域公共交通会議」が設置され、これらメンバーの英知を結集し平成27年3月に策定された「地域公共交通総合連携計画」が、初めて蒲郡市の公共交通全体を位置づけた計画となる。</p> <p>今後は、当該計画の考えを引き継ぎ、関係者が一同に会する「蒲郡市地域公共交通会議」を活用し、関係者相互の連携を強め、計画に定めた事業を展開することで、将来像の達成を目指す。</p> <p>さらに、「地域公共交通総合連携計画」で用いられていた『連携』とは、交通事業者・地域住民（利用者）・行政等の関係者間の「相互連携（協働）」だけでなく、計画で対象としている鉄道・民間路線バス・タクシー等の公共交通手段の「連携（ネットワーク）」も指している。加えて、交通対策は、公共交通だけを対象とせず、道路整備や土地利用計画といったまちづくりや観光施策、福祉施策などとも連動する。</p> <p>こうした関係者間の相互連携（協働）、公共交通手段のネットワーク、関係施策の連動など、これら公共交通を『支える仕組み』の強化を目指す。</p>	59	<p>(3) 公共交通を『支える仕組み』の強化</p> <p>交通事業者及び事業者団体、地域住民・利用者代表、国・県等関連機関、市（市長及び関係部門長）等からなる「蒲郡市地域公共交通会議」が設置され、これらメンバーの英知を結集し検討された「地域公共交通総合連携計画」が、初めて蒲郡市の公共交通全体を位置づけた計画となる。</p> <p>今後とも引き続き、関係者が一同に会する「蒲郡市地域公共交通会議」を活用し、関係者相互の連携を強め、計画に定めた事業を展開することで、将来像の達成を目指す。</p> <p>さらに、「地域公共交通総合連携計画」で用いられている『連携』とは、交通事業者・地域住民（利用者）・行政等の関係者間の「相互連携（協働）」だけでなく、計画で対象としている鉄道・民間路線バス・タクシー等の公共交通手段の「連携（ネットワーク）」も指している。加えて、交通対策は、公共交通だけを対象とせず、道路整備や土地利用計画といったまちづくりや観光施策、福祉施策などとも連動する。</p> <p>こうした関係者間の相互連携（協働）、公共交通手段のネットワーク、関係施策の連動など、これら公共交通を『支える仕組み』の強化を目指す。</p>
69	<p>●地域公共交通のサービス提供先の明確化（本当に困っている人を助ける取組）</p> <p>そこで、蒲郡市の地域公共交通網形成計画では、これら交通空白地居住者、独居高齢者等の『本当に困っている人』の移動を救うことにまずは重点を置き対応する。こうすることで、蒲郡市民のだれもが、年をとっても安心して移動できる環境を有し、車のない生活、公共交通中心の生活に切り替えることが容易になるようなまちの姿を目指すこととする。</p>	58	<p>2. 「将来像」を達成するための「基本方針」の設定</p> <p>(1) まずは『本当に困っている人』を救うまちの姿を目指す</p> <p>そこで、蒲郡市の地域公共交通総合連携計画では、これら交通空白地居住者、独居高齢者等の『本当に困っている人』の移動を救うことにまずは重点を置き対応する。こうすることで、蒲郡市民のだれもが、年をとっても安心して移動できる環境を有し、車のない生活、公共交通中心の生活に切り替えることが容易になるようなまちの姿を目指すこととする。</p>
71	<p>(3) 持続性のある公共交通の確保</p> <p>●適切な事業管理制度の導入</p>		—

	<p>持続性のある公共交通の確保・維持・改善を行っていくためには、公共交通が適切に管理・運営が行われているのか、それを評価・管理する制度の導入が不可欠である。</p> <p>そこで、公共交通を『支える仕組み』の取組の一環として、公共交通の適切な事業管理制度（ルール）の導入を進める。</p> <p>●利用者拡大のための利用促進策の実施</p> <p>地域公共交通の確保・維持を行っていくためには、既存の利用状況から、新たな利用者を増やしていくための利用促進策の実施が欠かせない。</p> <p>そこで、前述の関係者間の連携強化による事業推進の一環として、関係者の相互協力により利用促進活動に取り組む。</p>								
72	<p>3. 計画の区域</p> <p>計画の対象区域は、蒲郡市全域とする。</p> <p>なお、JR東海道線や名鉄西尾・蒲郡線は、尾張地域や三河地域、隣接する周辺市町との移動を行う広域的な公共交通ネットワークであり、こうした広域交通の確保・維持等について、隣接する市町等と連携をとりながら、計画・事業を推進する。</p>	74	<p>1. 計画区域</p> <p>計画の対象区域は、蒲郡市全域とする。</p> <p>対象路線は、下記の通り。</p>						
72	<p>4. 計画期間</p> <p>計画期間は、「平成28年度～32年度の5年間」とする。</p> <p>「計画期間」は、市の最上位計画「第四次蒲郡市総合計画」の計画期間と法律改正前に策定した当該計画のベースとなっている地域公共交通総合連携計画と整合性を図るために、平成32年までの5カ年計画と設定する。</p> <p>地域公共交通網形成計画の策定にあたり、地域公共交通総合連携計画の平成26～27年度の2カ年の事業進捗について評価を行っているため、地域公共交通網形成計画は、5カ年の中間年にあたる平成30年度で中間評価・見直しを行うこととする。</p>	70 74	<p>4. 地域公共交通総合連携計画の「進め方」</p> <p>地域公共交通総合連携計画の計画期間は、7年間（平成26年～32年）とする。</p>						
73	<p>5. 計画の目標</p> <table border="1" data-bbox="293 1254 1104 1410"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>基本的な方針</th> <th>計画の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交</td> <td>① 住民ニーズをふまえた公共交通ネットワーク網の構築を目指す。 ② 交通空白地解消のための、新たな支線</td> </tr> </tbody> </table>	No	基本的な方針	計画の目標	1	鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交	① 住民ニーズをふまえた公共交通ネットワーク網の構築を目指す。 ② 交通空白地解消のための、新たな支線		—
No	基本的な方針	計画の目標							
1	鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交	① 住民ニーズをふまえた公共交通ネットワーク網の構築を目指す。 ② 交通空白地解消のための、新たな支線							

	通空白地解消のための取組	<p>路線の拡充を目指す。</p> <p>③ 来訪者にとって分かりやすい交通とするための見える化を進める。</p>		
	2 関係者間の連携強化による事業推進	<p>① バスネットワークの維持改善のための設立した協議組織の運営による関係者間の連携強化を目指す。</p> <p>② 鉄道事業、高齢者・福祉タクシー料金助成事業、広域ネットワークなど、蒲郡市地域公共交通会議を通じた関係者間の連携・分担を進める。</p>		
	3 持続性のある公共交通の確保	<p>① 公共交通の適切な事業管理制度（ルール）の導入による適切な事業運営を目指す。</p> <p>② さらなる利用者拡大のための利用促進活動の充実を目指す。</p>		
73	<p>(1) 鉄道を中心とした交通ネットワーク網の維持確保と交通空白地解消のための取組の「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民ニーズをふまえた公共交通ネットワーク網の構築を目指す。 ●交通空白地解消のための新たな支線路線の拡充を目指す。 ●来訪者にとって分かりやすい交通とするための見える化を進める。 		—	
74	<p>(2) 関係者間の連携強化による事業推進の「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バスネットワークの確保維持のために設立した協議組織の運営による関係者間の連携強化を目指す。 ●鉄道事業、高齢者・福祉タクシー料金助成事業、広域ネットワークなど、蒲郡市地域公共交通会議を通じた関係者間の連携強化を目指す。 		—	
75	<p>(3) 持続性のある公共交通の確保の「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の事業管理制度（ルール）の導入による適切な事業運営を目指す。 ●さらなる利用者拡大のための利用促進活動の充実を目指す。 		—	
76	6. 計画の達成状況の評価方法について		71	4. 地域公共交通総合連携計画の「進め方」

	(1) 事業を確保維持するためのPDCAサイクルの導入 将来像で掲げた「地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系を構築する」ために、公共交通の事業管理制度（PDCA）を導入する。		(2) 事業を確保維持するためのPDCAサイクルの導入												
77	(2) 評価の進め方 計画期間で前述しているとおり、地域公共交通網形成計画の進行管理については、計画期間の平成28～32年度の5カ年を通して、PDCAを行う。 また、各年度に実施する事業についても、利用者数などの状況をモニタリングしながら、必要に応じた事業改善を行う。 (図表6-7 評価の進め方 挿入)		—												
77	(2) 「基本的な方針」や「計画の目標」を達成するための「目標値」 地域公共交通の活性化及び再生に関する3つの「基本的な方針」や「計画の目標」を達成するために、下記の目標管理を定め、計画の着実な遂行を目指す。 ① 既存の交通ネットワーク網の維持確保と交通空白地解消による「移動環境」を向上させるための目標管理 ② 関係者間の連携による公共交通を「支える仕組み」の強化のための目標管理 ③ 「困っている人」を助けるための目標管理 なお、当該目標管理は、計画当初の評価方法であるため、地域公共交通網形成計画の進捗状況に応じて、適宜見直すこととする。	72 73	5. 基本方針を達成するための「目標値」 3つの基本方針を達成するために、下記の目標管理を定め、計画の着実な遂行を目指す。 (1) 「困っている人」を救うための目標管理 (2) 既存の公共交通の維持と新規拡充による「移動環境」を向上させるための目標管理 (3) 公共交通を「支える仕組み」の強化のための目標管理 なお、当該目標管理は、計画当初の評価方法であるため、地域公共交通総合連携計画の進捗状況に応じて、適宜見直すこととする。												
79	7. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体	75	3. 計画に基づく事業												
79	7. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体	75 76	—												
	<table border="1"> <tr> <td>1. ネットワーク網の確保と交通空白地の解消</td> <td>1. ネットワーク網の構築</td> <td>○名鉄西尾・蒲郡線の維持・利用促進事業</td> <td>○蒲郡市（西尾市） ○鉄道事業者 ○名鉄西尾・蒲郡線対策協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○蒲郡市による路線バスの運行支援</td> <td>○蒲郡市 ○交通事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○交通結節点の強化</td> <td>○蒲郡市</td> </tr> </table>	1. ネットワーク網の確保と交通空白地の解消	1. ネットワーク網の構築	○名鉄西尾・蒲郡線の維持・利用促進事業	○蒲郡市（西尾市） ○鉄道事業者 ○名鉄西尾・蒲郡線対策協議会			○蒲郡市による路線バスの運行支援	○蒲郡市 ○交通事業者			○交通結節点の強化	○蒲郡市		
1. ネットワーク網の確保と交通空白地の解消	1. ネットワーク網の構築	○名鉄西尾・蒲郡線の維持・利用促進事業	○蒲郡市（西尾市） ○鉄道事業者 ○名鉄西尾・蒲郡線対策協議会												
		○蒲郡市による路線バスの運行支援	○蒲郡市 ○交通事業者												
		○交通結節点の強化	○蒲郡市												

		(待合環境の改善等)	○交通事業者
	2. 交通空白地解消	○形原支線バスの運行	○形原地区公共交通協議会 ○交通事業者
		○第2の支線バスの事業構築	○蒲郡市 ○地域住民 ○交通事業者
		○タクシーチケット配布事業	○蒲郡市 ○交通事業者
	3. 分かりやすい交通とするための見える化	○旅客の乗り継ぎに関する分かりやすい情報提供	○蒲郡市 ○交通事業者
2. 関係者間の連携強化	1. バスネットワーク確保維持のための連携強化	○形原地区公共交通協議会の開催・事業運営	○形原地区公共交通協議会 ○交通事業者
		○蒲郡市地域バス協議会の開催・協議	○蒲郡市地域バス協議会・蒲郡市
	2. 関係者間の連携強化	○地域公共交通会議の開催・協議	○蒲郡市
3. 持続性のある公共交通の確保	1. 適切な事業管理運営	○蒲郡市地域公共交通連携検討委員会による事業評価の実施	○蒲郡市
	2. 利用促進活動の充実	○市民まるごと赤い電車応援団による利用促進事業	○蒲郡市 ○地域住民

		○支線バスの利用促進事業	○形原地区公共交通協議会 ・蒲郡市 ○地域住民		
80	7. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体 (1) 鉄道を中心とした「交通ネットワーク網」の維持確保のための事業内容			60	(1) 鉄道を中心とした「交通ネットワーク網」の維持確保と交通空白地の解消
82	(2) 交通空白地の解消のための事業内容			62	(2) 交通空白地解消のための実験的取組等の実施（短期的対応）
83	(3) 旅客の乗り継ぎに関する分かりやすい情報提供				—
84	(4) 関係者間の連携強化のための事業			67	(3) 地域資源の活用・関係者間の連携強化による事業推進
86	(5) 公共交通の利用を促す働きかけ事業			69	(4) 公共交通の利用を促す働きかけ活動の実施
87	(6) 事業スケジュール（内容の更新）			77	4. 事業スケジュール・事業主体
裏表紙	蒲郡市 地域公共交通網形成計画 (平成28年●月)			裏表紙	蒲郡市 地域公共交通総合連携計画 (平成26年3月)